

# 狂犬病予防法に基づく犬の登録等への協力依頼について

平成14年6月26日 健感発第0626001号

財団法人日本動物愛護協会会長、社団法人日本動物福祉協会会長、  
社団法人日本愛玩動物協会会長、社団法人日本動物保護管理協会会長あて  
厚生労働省健康・飼核感染症課長通知

貴会におかれましては、日頃から動物由来感染症対策への格段の御理解と御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

犬の登録及び予防接種については、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づき、通常時の措置として、犬の所有者に対し義務が課されているところであります。今般、平成13年度厚生科学研究「動物由来感染症対策としての新しいサーベイランスシステムの開発に関する研究」において、狂犬病予防法に基づく犬の登録等を徹底させるための具体的方策に関する報告書「犬の登録推進のための方策に関する研究」（別添）が公表されたところであります。

これを踏まえて、別紙の通り、狂犬病予防法に基づく犬の登録等の徹底を図るための業務実施要領を取りまとめ、各都道府県、政令市及び特別区の衛生主管部（局）長あて通知しましたので、貴会におかれても御了知いただき、貴会会員への周知等を含め、犬の登録等の推進について特段の御協力をお願ひいたします。

なお、社団法人日本獣医師会に対しても、協力を依頼していることを申し添えます。

## （別紙）

### 狂犬病予防法に基づく犬の登録等の徹底のための実施要領

本要領は、狂犬病予防対策に不可欠な犬の登録の徹底と予防接種率の向上を図ることを目的に、都道府県と市町村（特別区を含む。以下同じ）の役割の明確化と連携体制の確立、飼育動向の把握、登録・予防注射等の制度の啓発について、業務の参考とするため、具体的方策を取りまとめたものである。

#### 1 都道府県と市町村の役割分担と連携強化について

登録等に係る都道府県と市町村との具体的業務の役割分担は概ね以下のとおりであり、強い関連性があることから、相互に協力しつつ一層の連携強化を図られたい。なお、政令市は、従来通り以下の（1）及び（2）の業務を行われたい。

##### （1）都道府県の業務

都道府県が地域を代表して管内市町村の狂犬病予防に係わる業務全般について調整を図る必要があることから、登録・予防注射等に関する業務についても、以下の対応を行うこと。

- ①各市町村における犬の登録状況等の把握と管内における連携強化の推進等（定例会議の開催等）
- ②獣医師会・ペットショップ等への制度等の普及啓発及び協力依頼
- ③市町村の登録等（予防注射実施状況等を含む）に関するデータの集計と厚生労働省への報告

- ④登録・予防注射実施に係る市町村に対する技術的支援
- ⑤狂犬病予防に関する一般的な相談

## (2) 市町村の業務

市町村の担当する登録及び予防注射の業務は、狂犬病予防の根幹をなすものであることから、地域の主管都道府県と十分に連携を図り、以下の業務を行うこと。

- ①登録・予防注射の業務
- ②飼い主に対する制度等の普及啓発の徹底
- ③登録等（予防注射実施状況等を含む）に関するデータの都道府県への伝達
- ④飼い犬の登録・予防注射などに関する個別の相談

## 2 犬の飼育動向の適切な把握（いわゆる転居先不明原簿の対応等）について

飼い犬の転居先が不明になった原簿については、犬の寿命を考慮し、生後20年程度の保存期間を経た場合、再度転居先等の調査を行い死亡届を提出するよう指導されたい。なお、「食肉検査等情報還元調査の実施について（平成9年5月13日付け衛乳第136号通知）」に基づく狂犬病予防法に関する報告（第12表）には、前述の保存期間を経た犬を登録頭数に含めないよう平成15年度より対応されたい。

## 3 登録制度等の普及啓発について

効果的な登録・予防注射等の制度の普及啓発については、適宜、以下の方法等も含め、実施されたい。

- (1) ペットショップ等での犬の購入時における制度の説明
- (2) 動物病院での診療行為の実施時における制度の説明

※同旨の通知は社団法人日本獣医師会会長にも発出された。